

平生町立学校小規模特認校就学実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、少人数での教育のよさを生かした教育活動や地域の自然や文化に触れるなどの体験活動を通して、心身の健やかな成長を図り、生きる力や豊かな人間性を培う教育を実施するため、平生町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する特定の小規模校（以下「小規模特認校」という。）への就学に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 前条に規定する小規模特認校の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 平生町立佐賀小学校

位置 平生町大字佐賀第2020番地

(転入学期日)

第3条 小規模特認校への転入学の期日は、毎年4月1日を原則とする。ただし、教育委員会が認めた場合は、この限りでない。

(就学期間)

第4条 小規模特認校の就学期間は、小学校卒業までとする。

(定員等)

第5条 小規模特認校へ転入学できる各学年の児童の数は、小規模特認校に在籍する児童の数を勘案し、教育委員会が毎年度定める。

(就学の条件)

第6条 小規模特認校への就学の条件は、次の各号に掲げる事項を全て満たす場合とする。

(1) 就学を希望する児童（就学前の者を含む。以下同じ。）が現に町内に在住し、又は第3条本文に規定する転入学の期日までに町内に転入する見込みがあること。

(2) 保護者の負担及び責任において、児童を通学させることが可能なこと。

(3) 小規模特認校の教育活動に賛同し、及びこれに協力すること。

(4) 保護者は、児童を小学校卒業まで小規模特認校へ就学させること。

(就学の申請等)

第7条 小規模特認校に就学を希望する児童の保護者（以下「申請者」という。）は、小規模特認校転入学申請書（様式第1号）を教育委員会が定める期日までに小規模特認校の校長を通じて教育委員会に提出しなければならない。この場合において、第2学年から第6学年までの児童の転学を希望するときは、当該児童が在籍する学校の校長が作成する転学に係る意見書（様式第2号）を添付するものとする。

2 小規模特認校の校長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る児

童及び申請者と面接を行った後、受入れに係る意見書（様式第 3 号）を作成し、前項の申請書と併せて教育委員会に提出するものとする。

（審査及び通知）

第 8 条 教育委員会は、前条の申請書が提出されたときは、小規模特認校の就学の可否について審査し、その結果を小規模特認校転入学許可通知書（様式第 4 号）又は小規模特認校転入学不許可通知書（様式第 5 号）により申請者に通知するものとする。

（就学校の変更）

第 9 条 この要綱の規定により小規模特認校に就学している児童が当該学校の就学が困難となった場合は、当該児童の保護者は、在籍する学校の校長と協議の上、就学校変更届出書（様式第 6 号）を在籍する学校の校長を通じて教育委員会へ提出するものとする。

（委任）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、小規模特認校に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 この要綱を施行するため必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。